

社会教育関係団体のしおり

村上市教育委員会では、市内における社会教育及び生涯学習に関する事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体を社会教育関係団体と認定し、施設の使用料の減免を行い支援しています。

1 社会教育関係団体とは

家庭教育、成人教育、文化活動、体育、レクリエーションなどの社会教育に関する事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体です。

社会教育に関する事業及び活動とは

○技術習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をよくするために行われる学習・文化・スポーツなどの活動のことです。

【活動例】

- ・学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- ・体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ・文化・芸術活動（料理、園芸、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）

○自らの「趣味・教養」を充実させるだけでなく、その活動を地域文化・スポーツの向上や生活文化の振興などの還元につなげる活動です。

【活動例】

- ・作品の展示、演奏、公演の機会に参加する。
- ・学習成果を活かした活動を行う。
- ・向上した技術を活かして、初心者に教える機会をつくる。

※この他、マナボーテ村上や公民館の環境整備や事業などにも積極的に参加しましょう。

このような団体は社会教育関係団体ではありません

- ・講師や指導者が代表者となり、月謝を徴収して活動をしている団体
- ・会員相互の親睦や交流のみが目的となっている団体

2 登録の要件

国又は地方公共団体の支配に属さない団体であること

社会教育関係団体として認定を受けようとする団体は、次に掲げる要件を備えていることが条件です。

- (1) 会則又は規約を有すること。
- (2) 意思を表明する代表者が明確であり、活動の本拠地が村上市内にあること。
- (3) 自主財源を持ち、団体自身で事業及び活動に要する経費を負担する努力をしていること。
- (4) 入会について特定の資格又は条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れる開かれた団体であること。
- (5) 構成員が5人以上であること。
- (6) 活動内容が明確であり、年間を通じて継続的に活動を行っていること。

※ 月1回以上の活動がめやすです。

- (7) 結成されてから1年以上経過し、その実績が客観的に認め得るものであること。
- (8) 構成員の半数以上が村上市に在住又は在勤若しくは在学する者であること。

次のいずれかに該当する行為を行う団体は、認定を受けることができません。

- (1) 特定の政党の利害に関する政治活動及び特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
- (2) 特定の宗教を支持し、支援する等の宗教活動
- (3) 営利を目的とした事業又はこれに類する行為
- (4) 公序良俗に反する事業及び行為
- (5) 公共の福祉に反する事業及び行為

3 登録・届け出の方法

必要な書類を揃えて、下記（届け出の受付場所）へ申込みください

●必要な書類

書類名	備考
社会教育関係団体認定申請書（様式1号）	
会則又は規約	規約（会則）は団体活動の原則となるものです。整備されていない団体は会員同士で協議し、作成してください。
役員名簿及び会員名簿	
事業の活動計画、予算書（当該年度）	
事業の実績報告、決算書（前年度）	
団体紹介資料	広く一般に公開（窓口・ホームページ等で閲覧）する資料です。
社会教育関係団体チェックシート	

●届け出の受付場所

施設名	所在地	電話・ファックス
生涯学習推進センター （マナボーテ村上）	〒958-0854 村上市田端町4番1号	Tel 53-2446 Fax 53-2977
荒川地区公民館	〒959-3134 村上市羽ヶ榎104番地25	Tel 62-3050 Fax 62-3174
神林地区公民館 （神林農村環境改善センター）	〒959-3449 村上市岩船駅前63番地	Tel 60-1500 Fax 60-1501
朝日地区公民館 （総合文化会館）	〒958-0251 村上市岩沢5668番地	Tel 72-6700 Fax 72-6703
山北地区公民館 （さんぼく会館）	〒959-3907 村上市府屋177番地1	Tel 77-3798 Fax 77-3952

4 社会教育関係団体に認定されると

○社会教育関係団体に認定されると施設の使用料が減免になります。

○生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市ホームページで公開します。

●使用料の減免 社会教育関係団体に認定されると施設の使用料が減免になります。
(10割)
ただし、施設の備品、設備の使用料や冷暖房使用料は減免となりません。

●有効期限 2年以内（認定通知書で通知します）

●変 更

次のいずれかに該当するときは届出が必要です。

- ・申請書の記載内容に変更があったとき。
- ・団体が活動を停止したとき。
- ・団体が解散、消滅したとき。

問合せ先

村上市生涯学習課社会教育推進室

〒958-0854 村上市田端町4番1号 生涯学習推進センター内

TEL：0254-53-2446 FAX：0254-53-2977

E-mail:manabi@city.murakami.lg.jp